

第5章 ゆりかごへの評価

この章においては、第1期から第6期の全170事例の検証の結果得られたゆりかごへの評価について記述する。

1 こどもの人権・こどもの福祉の観点からの評価

(1) 生命の保障、生命・身体の安全の確保の面からの評価

ア ゆりかごへの預け入れに伴う危険性について

自宅出産等（孤立出産）や生後間もないこどもが長距離移動を伴う預け入れが続いており、預け入れまでの過程において母親及びこどもの生命にかかわる事故がいつ起こっても不思議ではない事例が数多く見られる。また、障がい児や治療を要するこどもの預け入れや、こどもをゆりかごの扉の外に置いた事例も複数発生している。こうした事例を総合的に考慮すれば、単にゆりかごの設備上の安全性のみをもって、こどもの生命・身体の安全性が確保されていると評価することは難しい。

第4章 2（1）及び（4）参照（41～44ページ）

これまでの検証でも触れられているように、ゆりかごに預け入れられたことによって直接的にこどもの生命が救われたということは明言できないが、結果的に生命の危険が回避できるという観点からは、「養育をつなぐ」という点において一定の意義が認められる。

ゆりかごは、開設時から「預け入れ時」の安全性が確保されていることをもって、刑法上は危険性がなく、預け入れそのものをもって保護責任者遺棄罪には当たらないとして違法性を問わないという認識の下で運営されてきた。そしてこの間、死体遺棄に至った事案はあったが、保護責任者遺棄罪が適用されたものはなかった。

しかし、ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産等（孤立出産）や長距離移動等による母子の生命の危険性、医療に関する情報の遮断等、ゆりかごが開設されて17年経った現在もなおこうした様々な課題を抱え続けていることは憂慮される事態である。

利用実態を基に、保護責任者遺棄罪との関係を改めて検討する等、「預け入れ時」の安全性・違法性について法的に整理する必要がある。

イ ゆりかごの扉の中にこどもを入れない場合の危険性について

ゆりかごに関連した行為であれば犯罪にならないという認識が社会に広まることに対し、強い懸念がある。預け入れの仕方によっては、保護責任者遺棄とも評価されうる危険な状態となることを社会に警告する必要がある。

ゆりかごの利用の仕方については、預け入れ者側よりも、預けられるこどもの側に立った視点が一番に優先されるべきであり、ゆりかごを利用する際に、ゆりかごの扉の中にこどもを入れず、屋外にこどもが置かれることは、こどもの生命の危険を伴う遺棄であり、こどもの権利、福祉について問題がある。

第4章 2（2）参照（42ページ）

第5期において、こどもがゆりかごの扉の外に置かれ、低体温の状態で見つされた事例があった。当専門部会としては、この事例の保護者の預け入れ行為については、保護責任者遺棄とも評価される危険な状態であったと受け止めている。

この事例から、社会において、こどもをゆりかごの扉の中に入れなかった場合でも、ゆりかごに関連していれば犯罪にならないという認識が広まってしまふことが懸念される。

預け入れの仕方によっては、こどもに危険を生じさせ、保護責任者遺棄とも評価され、犯罪に当たる可能性もあるという認識は重要であり、このことを社会に警告する必要がある。しかしながら、これは、こどもの命を大事にし、こどもを守ることが目的であり、母親を犯罪者にしようということではない。この点も含め、さらなる啓発活動をお願いする。

(2) ゆりかごの匿名性の観点からの評価

ゆりかごの匿名性は、母子にとっての緊急避難として機能し、さまざまな援助に結びつける入口となり得る。しかしながら、こどもの人権及びこどもの養育環境を整える面から最後まで匿名を貫くことは容認できない。また、匿名であることにより、実親の心身のケアや、預け入れに至った課題解決のための支援に繋がらないという問題もある。

第4章 2 (3) 参照 (43ページ)

匿名性が預け入れへの敷居を低くしている側面はあるにしても、こどもの権利の保障や、その後の母親に対する援助の上でも実名化は必要である。

このため、今後、預け入れに当たり実名化を前提とした上で預け入れ者の秘密を守るといった手法を取り入れる必要がある。当専門部会では、ドイツで施行された内密出産制度が我が国でも整備されることが一つの解決策となると考えられることから、国に制度化を働きかけるべきであると評価してきた。令和3年の第1例目をはじめとして、慈恵病院からは、妊婦の身元情報を病院の一部の者にのみに明らかにして出産するいわゆる内密出産の例が複数公表された。こどもの出自を知る権利の保障の観点からは前進していると評価できる一方、行政が母親の情報を保有していないために母親に対するケアや支援を提供できないという点では、やはり実名化が必要である。

2 公的機関の対応の面からの評価

ゆりかごに預け入れられたこどもへの対応については、こどもにとっての最善の利益を優先するという観点から、公的機関によって乳児院等施設、里親、特別養子縁組等、家庭引取りといったそれぞれの事情に応じた養育先が選定される等の努力が払われている。

また、一民間病院に妊娠に関する相談が全国から多数寄せられている状況を考慮すれば、公的機関による相談・支援体制を更に充実させる必要がある。

第4章 4 (1) 及び (2) 参照 (48、49ページ)

ゆりかごは民間病院の取り組みではあるが、預け入れられた後の対応は病院の手を離れ、児童福祉法等に基づき、公的機関が関与した上で、こどもにとっての最善の方策が図られるよう努力

されている。

地方の一民間病院である慈恵病院へ全国から妊娠に関する悩み相談が多数寄せられており、その件数は令和5年度にあつては1,643件となっている。また、ゆりかごへの預け入れがないことが望ましいことであり、預け入れた理由を分析し対策を講ずることで、予期しない妊娠／計画していない妊娠、出産に悩む者への公的機関による支援・相談体制を充実させ、こどもをゆりかごに預け入れることのない社会を実現する必要がある。関係機関の更なる取組をお願いしたい。

3 出自を知る権利の保障の面からの評価

こどもの権利を保障する観点から、こどもが実の親を知る権利、自らの出自を知る権利は保障されなければならない、こどもの身元が判らない事態は避けなければならない。関係機関の努力により、多くの事例で身元が判明しているが、その一方で、現時点までに身元が判明しないこどもも一定数存在する。このため、こどもに関わる機関は、身元不明の事例が皆無となるよう引き続き努力を続けていくとともに、今後預け入れがあった場合、身元の判明に繋げる手法を慈恵病院や関係機関とも十分に協議し、自らの出自を知るというこどもの権利の保障を目指す必要がある。

第4章 3 (2) イ並びに6 (1) ア及びイ参照 (46、47、53～55ページ)

ゆりかごに預けられたこどもの人権を考えると、単に保護の対象としてさまざまな福祉を考えるにとどまらず、こどもとの意思疎通や意見交換の中から、それぞれのこどもに相応しい「最善の利益」を探求し、それを実現させていくための対応が求められる。

この観点は、ゆりかごの運用全過程において十分に尊重されなければならないが、特に現時点で問題となるのは、預け入れ時において、預け入れ者と接触できる可能性があるにも関わらずこどもの出自が不明となる事例があることである。

身元が判らないまま預けられたこどもにとって、たとえ養育の環境が十分に整えられ、実親に育てられた場合よりもその子にとって幸福であったとされる場合でも、それをもって、自らの出自を知る権利が阻害されることへの代償とはならない。実親が不明であり、出自に悩むこどもをゆりかごが生み出す事態は早急に改善されなければならない。

第6期では、預け入れ者が慈恵病院にのみ身元情報を明かした事例があったように慈恵病院が努力していることは理解するが、さらにできるだけ預け入れ者との接触が多くなるような工夫が必要である。

なお、預け入れ者を匿名にすることと、こどもの出自を明らかにすることは矛盾しないと考えべきである。預け入れ者の実名を運用上関わった者が知り得たとしても、それをいかなる機関・個人にも公表しないことで匿名性は維持されるからである。現時点までに身元が判明しないこどもが存在することに留意して、今後は制度上もでき得る限りこどもの出自に関する情報を確保できるような方法を工夫すべきである。

ゆりかごの設置から17年が経過し、ゆりかご設置当初に預けられたこどもたちの年齢も成人に達してきている。こどもの出自を知る権利の保障については、これまでも当専門部会においてゆりかご事例から見える重要な課題と捉え指摘してきたところである。令和5年5月に熊本市と慈恵病院が共同で「緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関す

る検討会」を設置し、丁寧な議論、検討を重ねていただいている。出自情報の収集・管理や真実告知等、子どもが出自を知ることにに関するガイドラインを早急にお示しいただくなど、国における制度化に向けた取組を期待するところである。

4 「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価

預け入れることへの不安や葛藤が見られない、自己都合による預け入れとみなされる事例が見られ、預け入れの一部において安易な預け入れにつながっている面がある。

第4章 3(2)ア及び8(1)参照(45, 46, 56, 57ページ)

ゆりかごの設置当初から、妊娠を誰にも打ち明けられない閉塞感、孤独感の中で子どもの命を救うために止むなくゆりかごに預け入れるといった切羽詰まった預け入れがある一方で、実名での相談を忌避し、匿名で預け入れることで、預け入れ者のみの都合を優先する、いわゆる「安易な預け入れ」が見られた。

ゆりかごの存在が、職業や世間体を優先した判断や、戸籍や特別養子縁組に必要な手続を自ら行うことを回避するための手段となっているといえる。

ゆりかごを2回利用した事例も複数あり、予期せぬ妊娠に関する課題の解決を回避する手法となっていることが考えられる。

さらに、障がい児の実親にとって障がいの受容へと向かう過程において一時的な迷いを助長し、ゆりかごへの預け入れへ誘導する可能性の懸念もある。

5 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価

当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご(新生児相談室)」といった視点がより明確化された運用がなされている。

ゆりかごの特徴は、慈恵病院が実施している相談業務と一体的に運用されている点であり、熊本県検証会議「最終報告(第1期)」からその点が評価されている。

全国で相談機関が増え、寄せられる相談が分散したためか、慈恵病院に寄せられた相談件数は減少しているが、令和5年度も1,643件の相談が寄せられている。地域別内訳を見ると、地域不明を除く相談者の多くが熊本県外からの相談であり、差し迫った状況に置かれている人々が全国に多数存在していることを示している。

引き続き電話相談において支援機関の情報等をいかに伝え、その後の母子にとって最善の支援につないでいくのが課題である。

今回の検証内容からも、当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご(新生児相談室)」といった視点がより明確化された運用がなされていることが確認できる。その点は積極的に評価することができる。